

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

海と山に囲まれた安全安心のまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県、気仙沼市

3. 地域再生計画の区域

気仙沼市の区域の一部（本吉地区）

4. 地域再生計画の目標

気仙沼市は、宮城県の北部沿岸に位置し、陸中海岸国立公園に指定されているリアス式海岸特有の海岸美をほこり、緑豊かな大地と雄大な太平洋をのぞむすばらしい環境のもと、農林水産業を基幹産業とした地域であり、春には日本一を誇る徳仙丈山のつつじ祭り、夏には全国有数の海水浴場があり海水浴客で賑わう地域である。

近年、宮城県内沿岸全域で、宮城県沖を震源とする、大きな地震が高い確率で発生すると予測されていることから、津波などに対する防災対策が課題となっている。

このような状況のなかで、本市では「第1次気仙沼市総合計画」を策定し、この中でハザードマップの作成や、自主防災組織の立ち上げなどにより、市民の防災意識の向上に努めるとともに、消防団の活性化を図るなど、消防・防災体制の充実を推進していく。

これらの目的に資するため、津波被害時に国道45号の代替ルートと位置づけられる市道の整備を行い、また、林道整備により林業施業の効率化を図り、計画的な間伐等を行い資源の育成を図る。さらに林道整備は、つつじ祭り期間中の渋滞解消という効果を併せ持ち、流入人口の増加も期待できる。

本地域再生計画は、市道と林道の一体的な整備により、生活環境の整備と林業振興による雇用を創出し、交通の円滑化と林業の振興により海と山に囲まれた安全安心のまちづくりを推進する。

（目標①）市道整備による、狭隘区間の解消

（すれ違いの出来ない区間を改良し、国道45号通行止時の代替ルートを確保）

（目標②）林道整備による、森林施業面積の増

4.8ha ⇒ 32.0ha
（平成21年度見込） （平成27年度目標）

5. 地域再生を図るために行う事業

(5-1) 全体の概要

気仙沼市本吉地区にある「林道平山線」の改良舗装を行うことにより、既に改良済みの林道稲持線(H17～H20の期間で道整備交付金事業により整備済)へのアクセスを容易にし、間伐遅れとなっている森林を解消するとともに、林野火災などに対応した多面的機能を充実させる。また、徳仙丈山のつつじ祭りの際には、登山車輛が300台/日程度にのぼり、交通渋滞を招いていることから、両林道を一方通行にし、渋滞ポイントの減少を図ることとする。

「市道二十一上の山線」については、狭隘区間(幅員W=3.0m砂利道)の改良舗装を行うことにより、既に改良済みの広域農道(本吉・歌津工区 H11整備済)と一体となった道路とし、宮城県沖を震源とする地震等の津波被災時には国道45号の代替ルートとなるよう整備するものである。

(5-2) 特定政策課題に関する事項

該当なし

(5-3) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

・道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道：道路法に規定する市道に平成21年9月1日に認定済み。
- ・林道：森林法による宮城北部地域森林計画書(平成20年12月策定)に路線を記載。

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- ・市道(気仙沼市) 気仙沼市
- ・林道(気仙沼市) 気仙沼市

[事業期間]

- ・市道 (平成22～26年度)
- ・林道 (平成22～27年度)

[整備量及び事業費]

- ・市道0.5km、林道2.4km
- ・総事業費 446,000千円(うち交付金223,000千円)
(内訳) 市道 206,000千円(うち交付金103,000千円)
林道 240,000千円(うち交付金120,000千円)

(5-4) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「海と山に囲まれた安全安心のまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を一体的に行うものとする。

- ・林業の担い手の育成事業(市有林において林業業務に必要な技術の習得、高性能機械に必要なオペレータ技術などの研修を行う)
- ・集落振興事業(振興会活動による道路愛護活動)

6. 計画期間

平成22年度～27年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を市が行い状況を把握・公表し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。